

2 労働衛生編（化学物質・粉じん）

作業環境測定を実施している場合

1. 危険性又は有害性の特定

第2章の「ステップ4」で特定された危険性又は有害性について、リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：化学物質・粉じん／作業環境測定を実施している場合）（様式2. 80頁）を用いて実施する場合、「1 作業名」欄に作業名を記入し、その作業ごとに特定した危険性又は有害性とそれに起因する発生のおそれのある災害の内容を、「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」欄に記入します。

また、リスクの見積りを行うに当たり、「3 既存の災害防止対策」欄に既存の予防措置を記入します。

留意事項

労働安全衛生法に基づく作業環境測定[※]が義務付けられている場合（自主的に作業環境測定を実施している場合を含む。）は、この方法を用います。

この方法は、測定の実施により、ばく露の実態を正しく把握できるので望ましい手法といえます。

[※] 労働安全衛生法に基づく作業環境測定については、参考資料（125頁）を参照してください。

2. リスクの見積り

リスクアセスメント実施一覧表（労働衛生：化学物質・粉じん／作業環境測定を実施している場合）の「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、「作業環境測定を実施した結果の管理区分」を「4 リスクの見積り」の「管理区分」欄に記入します。

また、その管理区分について表2-1を基にして該当するリスクを見積もり、「その内容を」を「4 リスクの見積り」の「リスク」欄に記入します。